

杨木県公報

平成28年9月16日(金) 第2818号

	I		次	
	告		示	
○県営土地改良事業計画変更の決定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 871
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•••••		 871
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•••••		 872
	公		告	
○患畜の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○開発行為の工事完了				 873
		業		
○栃木県公営企業財務規程の一部改正	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 873
	告		示	

栃木県告示第483号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画 書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成28年9月16日

栃木県知事 福 田 富 一

事	業	名	縦	覧	期	間	審查請求期限	所轄農業振興事務所
県営小代地区 事業	区土地改良	(区画整理)	平成28 同年10			日から で	平成28年11月4日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年9月16日から同年10月17日まで一般の縦 覧に供する。

平成28年9月16日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮栃木線

道路の区域

整理番号	変更前	 	間	敷地の幅員	延 長	備考
登埕笛り	後の別		[F]	(メートル)	(メートル)	1

2	前	栃木市大塚町303-2から 栃木市大塚町5095まで	$25.0 \sim 25.0$	69.9	
2	後	栃木市大塚町303-2から 栃木市大塚町5095まで	$25.8 \sim 25.8$	69.9	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 秋山葛生線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
200	前	佐野市秋山町1869-2から 佐野市秋山町156まで		3.9~9.5	190.9	
200	後	佐野市秋山町1869-2から 佐野市秋山町156まで		9.4~15.9	190.9	

 \mathbf{III}

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小山都賀線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
206	前	栃木市大塚町303-2から 栃木市大塚町888-4まで		5.2~6.8	476.0	
296	後	栃木市大塚町303-2から 栃木市大塚町888-4まで		7.0~8.0	476.0	

栃木県告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年9月16日から同年10月17日まで一般の縦 覧に供する。

平成28年9月16日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路	線	名		供	用	開	始	0)	X	間	供用開始の期日
3	主 要 宇都宮	_	. •	道線	下都賀郡三下都賀郡三							平成28年9月16日
9	主 要 佐 野	地古	. •	道線	佐野市浅注 佐野市浅注							平成28年9月16日

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成28年9月16日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の 種 類	患畜又は疑似 患 畜 の 区 分	頭羽群数	発生の場所 又は区域	発生年月日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	平成28年9月5日	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	平成28年9月6日	法令殺

(畜産振興課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年9月16日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開	発	許	可	を	受	け	た	者	
(工区に含まれる地域の名称)	住				所			氏	名	
下都賀郡壬生町大字安塚字鹿島原2043番4の 一部	宇都宮市鶴	田町2	503番	*地13	}		小小	JII JII	由祐	実樹
芳賀郡芳賀町大字八ツ木字燈篭場83番3、字銭蒔132番26、132番27、134番3、135番2、字東銭蒔139番1、139番5、字銭蒔140番1、141番、142番1、142番6、143番1、149番2、155番2、159番、160番1、164番、165番、143番1地先【第8工区】	日光市塩野	室町9	15番地	<u>þ</u>			カネ	や工	業株式	会社

(都市計画課)

企 業 局

栃木県公宮企業管理規程第六号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し」に改める。式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機を「及び振替依頼書を交付し、又は小切手及び振替依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方第三十七条の二第一項中「ときは」の下に「、出納取扱金融機関に対し」を加え、「振替依頼書を添付し」栃木県公営企業財務規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

温 强

この管理規程は、平成二十八年十月一日から施行する。

(経営企画課)